

苫前町における 新しい地域支援事業の取り組み



苫前町保健福祉課

課長補佐兼しあわせ係長 加賀谷 之治

◎ 苫前町の位置、人口等

平成28年4月1日現在

人口: 3,277人 (男: 1,565人、女: 1,712人)

世帯数: 1,592世帯

高齢者人口: 1,310人 (高齢化率: 40.0%)

※約6割が後期高齢者(779人)

認定者数: 310人 (認定率: 23.7%)

※サービス利用者は約65%(202人)

介護保険料基準月額: 5,102円 ※9段階設定(法施行令のとおり)

○ 介護サービス事業所・施設の状況

地域包括支援センター: 1か所(直営) ※制度担当課(事務方)と兼務

居宅介護支援事業所: 1か所

訪問介護: 1か所、通所介護: 1か所、訪問看護: 1か所(サブステーション)

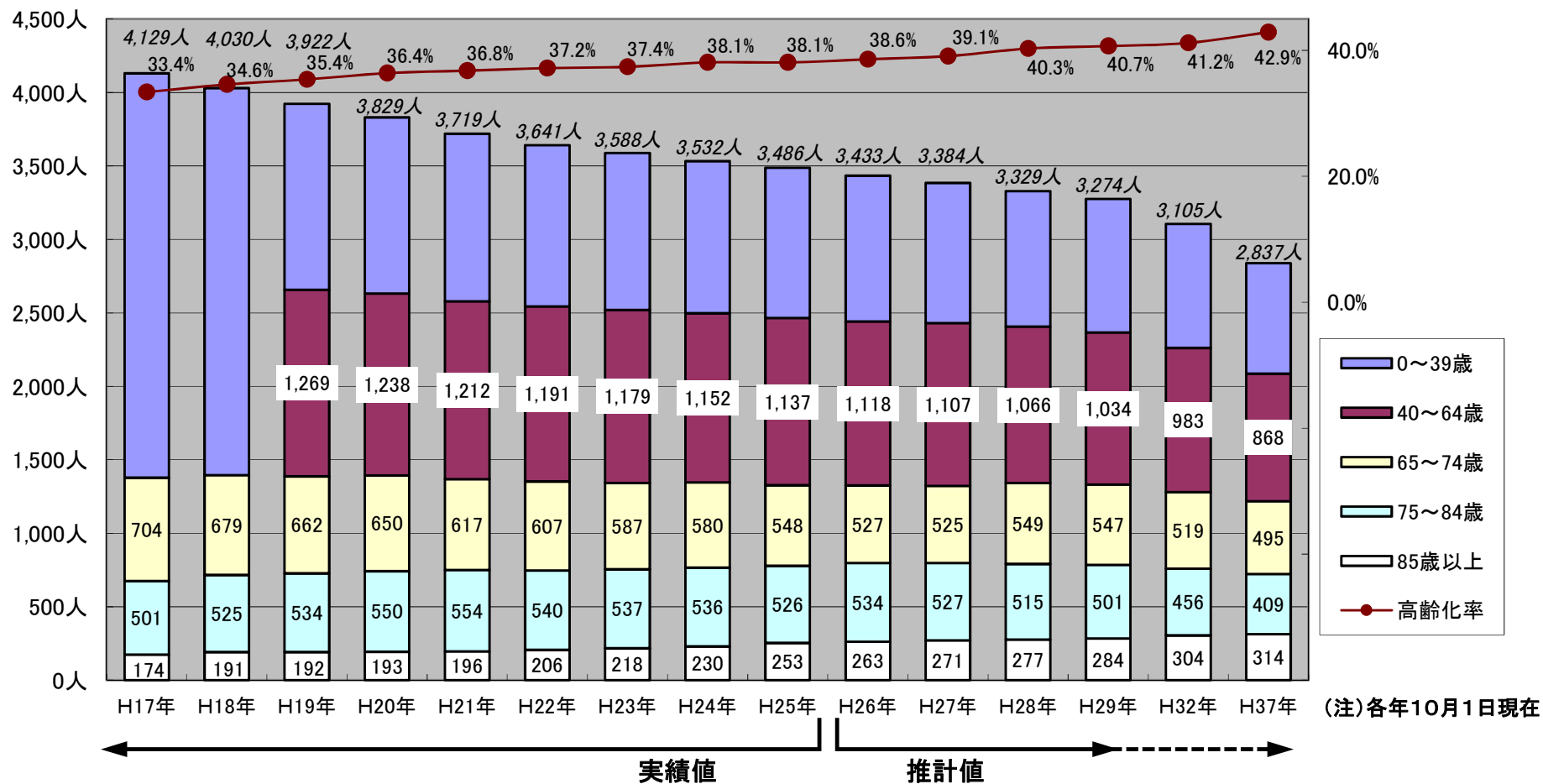
特別養護老人ホーム: 1か所(定員50人、ショート10床)

グループホーム: 1か所(定員18人)

北海道の北西部、留萌振興局管内のほぼ中央に位置し、西は日本海に面している。海岸地帯(海岸17.3km)は平地、東部奥地一帯は天塩山脈連峰の山岳地帯で、町域の85%を占める豊かな森林地帯となっている。南北20.8km、東西48.5kmで、町の総面積は454.53km²を有している。



☆ 苫前町の人口推移と推計(第6期計画策定時)



- 気候は、日本海に面する地勢のため対馬暖流の影響が強く、内陸部より比較的温暖だが、冬は強い季節風が吹くことが多い。
- 第一次産業が主な産業となっており、特に農業は水稻・畑作の複合経営や乳牛を主とした酪農が主体であり、漁業は沿岸漁業と増養殖漁業を主としているが、近年、資源管理型漁業への転換が図られている。



○甘えびのつかみ取りは、夏の一大イベント「風車まつり」の人気企画です。

○郷土資料館に展示されている事件の再現模型。実物大で迫力満点です。



苦前町
Tomamae Town

○カントリーサインは、くまの親子と町木のナナカマド



○牧草地の中に林立する風車群。風車の向きは、風況調査に基づきバラバラになっています。

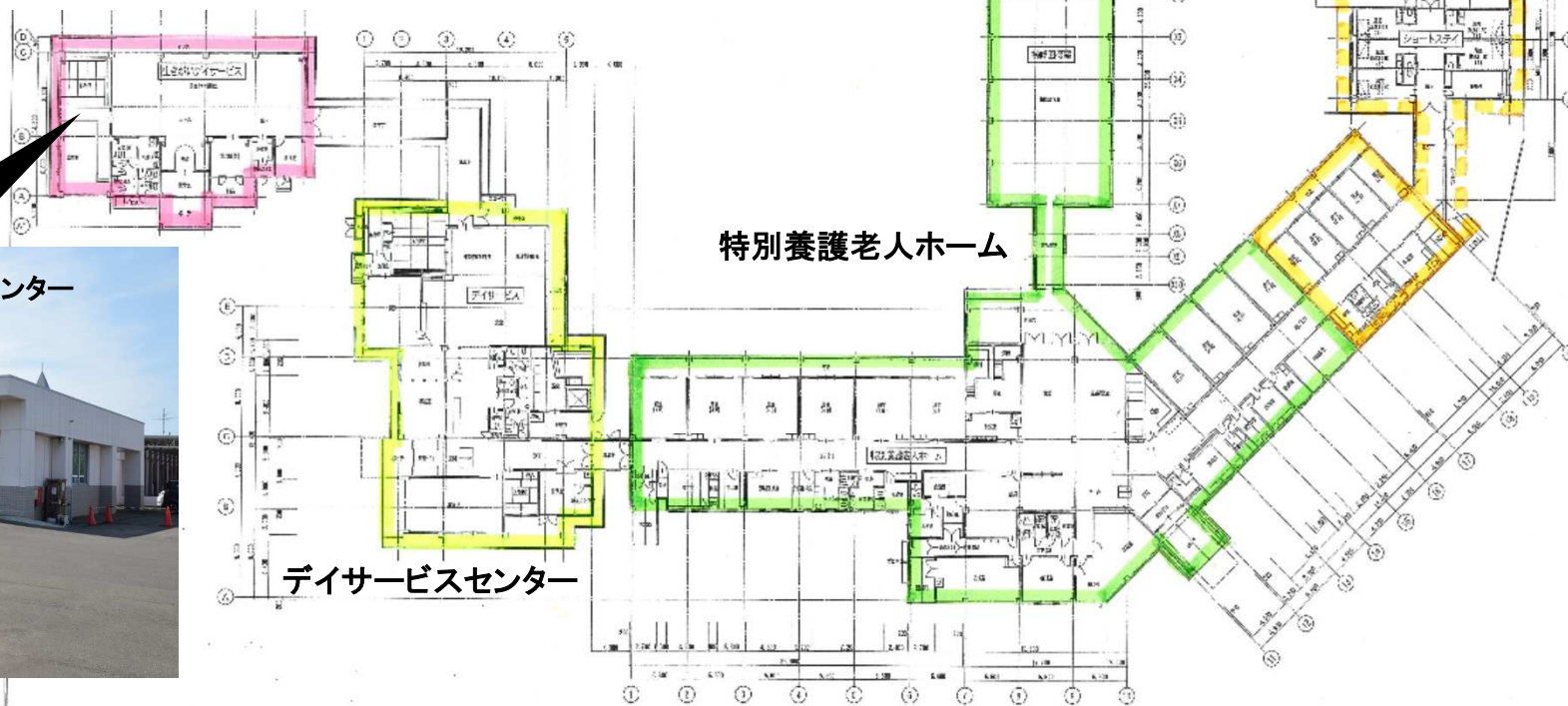
☆やっかいものの浜風を利用した国内最大級の大型風力発電施設「上平グリーンヒルウインドファーム」を有し、総発電出力50,600kWの風車39基が並ぶ景色は壮観で、貴重な観光資源となっている。

☆大正4年、町内三毛別で発生した「三毛別の罽(ヒグマ)事件」は、近年TV番組でも取り上げられた獣害史上最大の惨劇で、吉村昭による小説「罽嵐(くまあらし)」の題材でもあり、過去にはTVドラマも制作された。平成27年、事件から100年を数え、犠牲者を悼む百回忌法要が営まれた。

◎既にあるもの、今できることから始める総合事業 ～生きがいデイサービスセンターを何とかしたい(苫前町の場合)

○総合事業へ移行する前の施設の状況

- ・サービス提供は、月～金の9:30～15:30、週1回利用が基本(最大で週3回も)
- ・町有だが、社会福祉法人の施設(特養・デイ・ショート)に併設され、渡り廊下でつながっている
- ・入浴設備及び調理設備は、デイサービスのものを借りている
- ・利用料金は、課税・非課税世帯で区分する2段階制



苫前町生きがいデイサービスセンター



○H18年制度改正(新予防給付、地域支援事業)で、「生きがいデイ」「生きがいヘルパー」「介護予防」「特定高齢者」などについて、対象者やサービスのあり方を整理できなかった。

～生きがいのサービスはそのまま、介護予防事業も老人保健事業をそのまま

○H18年度から、生きがいデイサービスセンターに指定管理者制度を導入

～委託運営からの転換と行革の流れ(指定管理者も町も、利用者・利用回数の確保へと傾倒)

○H20年ころから、包括支援センターの人員不足(保健師の退職等)により高齢者実態の把握が困難に

～生きがいデイの新規利用申込みの減少が顕著に(既利用者の囲い込みが進行)

○H22年、町議会の視察で生きがいデイの利用者の減少傾向について質疑

←健康な人、予防(改善)に取り組むべき人、介護サービスを受ける人という状態像の変化の中で、生きがいデイに通うべき人の把握、掘り起こしができていないことが一因

←デイサービスと同じイメージ(介護が必要な人が通う場所)が広まっている可能性

○H24年制度改正で総合事業が導入され、生きがいデイでの予防給付・二次予防事業の一体的実施を検討するも、生活支援サービスの見通しが立たず断念

→これからの国の考え方、方向性は予測できたので、「どうやって生きがいデイを介護保険制度に組み込んで活用するか」が課題として認識された。

○第6期を見すえた準備

- ～(H23年4月)生きがいデイサービスセンター設置条例の整備(生きがいデイ事業のためだけの施設という位置付けから脱却、他事業も行える余地を追加)
 - ～(H24年4月)生きがいヘルパーの利用料金を、予防訪問介護(要支援1)の報酬以下とするよう規則改正を実施(1回単価を包括報酬の4分の1相当に)
 - ～(H26年2月)議会(委員会)審議の中で、新総合事業へのH27年4月移行を検討している旨答弁
「生きがいデイサービスセンター(定員15人)とデイサービスセンター(定員24人)の
需給ギャップを、新総合事業に移行することによって解消する。」
- ※H25年ころから、生きがいデイは7～8人/日の利用状況であるのに対し、
デイサービスは新規利用の待機者が出るような状況になっていた。
- ～(H26年4月)指定管理契約の更新に併せ、利用料の課税・非課税区分の廃止に向けた経過措置の導入と予防通所介護(要支援1)の報酬以下とする考え方を生きがいデイに導入

☆具体的に移行内容の検討をはじめたのは、H26年12月の厚労省ヒアリングを経て、年が明けてから

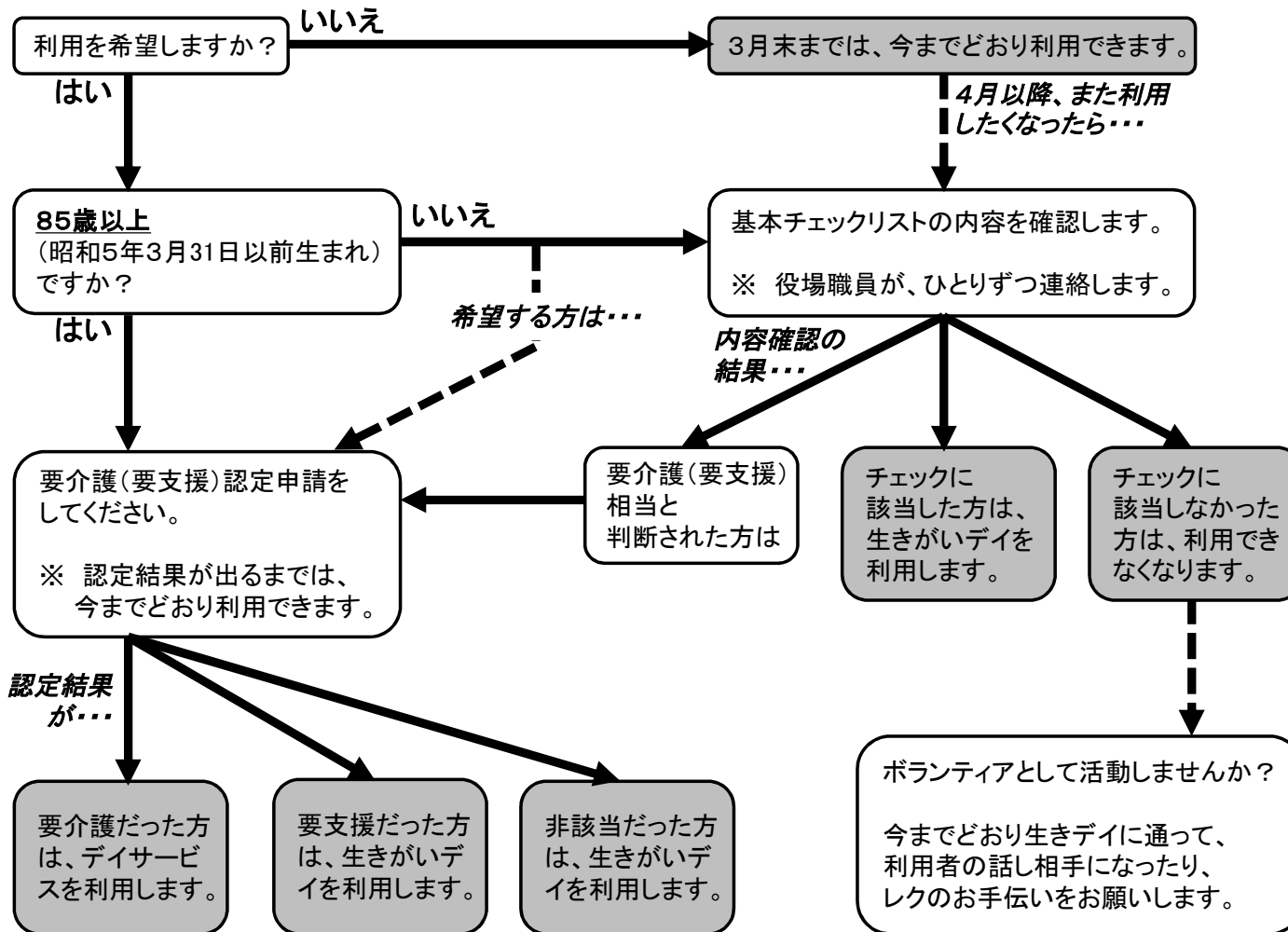
○通所型A ～生きがいデイサービスセンターの活用

- ・従来の生きがいデイサービスを転換し、入浴サービスを廃止して人員配置基準等を緩和したサービスとして平成27年4月から開始した。
- ・制度移行時の利用者(約30人)の状態像を把握するため、基本チェックリストを実施したところ、ハイリスク者が多数存在することが判明、さらに追加してスクリーニングを行った。(フローチャート等により利用者に説明)
- ・入浴サービスは、町が定めた基準上は提供する必要がないが、指定事業者が併設デイサービスの運営に支障のない範囲で、希望する利用者にサービス(無償)で提供している。
- ・新たに運動メニューの実施を指定管理契約に加え、町が他の介護予防事業で実施しているものと同じメニューで行っている。また、地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、年1回、当該メニューを作成した理学療法士が施設に入って事業所職員を指導している。



○秋の町民文化祭に出品する作品をつくっています。施設開設当初は、たくさんの作品づくりが行われていましたが、近年はそうした趣味活動も難しくなっていました。

平成27年4月以降の生きがいデイサービスの利用の変更について



◎総合事業で提供しているサービス(平成27年4月現在) ～ガイドラインのサービス類型(典型例)により分類したもの

①訪問型サービス

基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	訪問介護(みなし・独自)	訪問型A
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問介護員による身体介護、生活援助
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・既にサービスを利用しているケース ・ケアプランの更新時等にあわせ、訪問型Aに切り替えていく予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たにサービスを利用する必要があるケース ・社会福祉協議会で実施していた生きがいヘルパー事業(補助事業)を転換
実施方法	事業者指定	事業者指定
基準	予防給付の基準と同じ	人員配置を緩和した基準 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員、サービス提供責任者は必要な数 提供時間は20分から45分が目安
サービス提供者	訪問介護員(訪問介護事業者)	訪問介護員(訪問介護事業者)

②通所型サービス

基準	従前の通所介護相当	多様なサービス	
サービス種別	通所介護(みなし・独自)	通所型A	通所型C
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	体操、運動等の活動など、生きがいデイに類似のサービス	生活機能を改善するための運動器の機能向上、栄養改善や口腔ケアの短期集中プログラム
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 既にサービスを利用しているケースや新たにサービスを利用する必要があり、その継続が必要なケース (要介護状態への悪化が不可避、通所型Aの利用困難等) ケアプランの更新等にあわせ、通所型Aへの移行を促していく 	<ul style="list-style-type: none"> 既に生きがいデイを利用しているケースや新たにサービスを利用する必要があるケースで、その継続が必要なケース 生きがいデイサービス事業(指定管理運営)を転換 	<ul style="list-style-type: none"> ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等の小集団に対し共通プログラムで提供 3か月(全7回)の短期間実施 通所型二次予防事業(元いきいき教室)を転換 <p>※年2クール実施するが、複数回の利用は不可(卒業制)</p>
実施方法	事業者指定	事業者指定	直接実施(一部委託)
基準	予防給付の基準と同じ	人員配置等を緩和した基準 <ul style="list-style-type: none"> 生活相談員、(准)看護師、機能訓練指導員の配置不要 提供時間は3時間以上 	個人情報の保護、記録の保存等の最低限の基準
サービス提供者	通所介護事業者の従事者	通所介護事業者の従事者	保健師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士

③その他の生活支援サービス

○見守りサービス（社協実施、補助事業）

- ・有償ボランティアが利用者宅を月1回以上訪問するサービス
- ・お声掛けをするほか、「見守り新鮮情報」(国民生活センター)の配布、健診等の町内行事の案内なども行っている。
- ・一般財源により、人件費等の直接経費を補助するとともに、障がい者に対しても同じ内容のサービスを提供している。
- ・利用者負担なし

※以下は、総合事業の枠外で実施しているサービス

○緊急通報システム設置事業（町実施、委託事業）

- ・単身高齢者(日中独居となる高齢者を含む)、高齢者世帯等に通報装置を設置するサービス
- ・利用者負担なし(利用者からの発信時のみ電話料が発生)

○福祉有償運送事業（社協実施、補助事業）

- ・福祉車両等を用いて要介護者等を有償により運送する、国土交通省の登録を受けた事業
- ・利用者負担は、通常のタクシー料金の半額程度(透析患者等のために月額上限の設定もある)

○配食サービス（社協実施、補助事業）

- ・夕食用の弁当を週1回配食(特に栄養管理等をしておらず、地元飲食店にメニューを一任)
- ・利用者負担あり(1食500円)(社協負担200円の上乗せがあり、700円相当の弁当)

◎一般介護予防事業の実施状況

平成28年度 いきいき(介護予防)カレンダー

○毎年4月に、町内全戸にA3版のものを配布

☆これらの事業は介護保険料などを利用した地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業など)で、高齢者のいきいきとした生活を支援するために実施しています。

平成28年4月発行

今日からできます！ いつまでも、いきいきとした生活をつづけましょう！

☆費用：原則不要です。 ☆対象者：原則65歳以上の苫前町民の方です。
☆申込み：原則必要です。送迎の希望などについて、お申出ください。
※基本的に、それぞれの開催日のおおむね一月前には、改めて町内に回覧します。

こんな方におすすめします！	→	おすすめの教室など
●健康づくりについて学び、老化を予防したい		①寿いきいき教室
●遊びながら、楽しくおしゃべりしたい		②ふれあい倶楽部
●楽しく体を動かすきっかけをつくりたい		①寿いきいき教室 ②ふれあい倶楽部
●寝たぎりの原因となる転倒を予防したい		③元気いきいき教室
●元気なうちに、地域社会の役に立ちたい		④すまいる塾
●介護をしている者同士、悩みを相談したい		⑤介護者家族の集い
●外出は難しいが、リハビリを受けたい		⑥訪問リハビリ事業
●介護・福祉・健康・医療などの相談をしたい		地域包括支援センターにご連絡を！

① 寿いきいき教室

- 内容：健康チェックや健康相談、介護予防のお話しや体操、体力測定など
- 時間：午前9時30分～11時30分
- 持ち物：動きやすい服装、汗ふき用タオル、水分補給用の飲料、筆記用具など
- 送迎バスを運行します。

苫前町公民館
5月10日(火)
7月12日(火)
9月8日(木)
11月2日(水)
1月27日(金)
3月16日(木)



♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪

② ふれあい倶楽部

- 内容：創作活動や軽体操、室内ゲーム、参加者同士の交流など
- 時間：午前9時30分～午後3時30分
- 持ち物：動きやすい服装など
- 費用：850円(昼食代)
- 送迎バスを運行します。

苫前温泉ふわっと
4月28日(木)
6月28日(火)
8月8日(月)
10月28日(金)
12月8日(木)
2月9日(木)

◎苫前町社会福祉協議会の受託事業ですので、参加申込みは同協議会へお願いします。電話：64-2387

◎いきいきサポーター活動事業◎

- 一般介護予防事業(①、②、④の事業)に参加すると、1回につき2ポイントがもらえます。
- ポイントがたまると、ポイントに応じた品物(1ポイント=100円)と交換できます。
- 指定されたボランティア養成講座に参加すると、「いきいきサポーター」の登録を受けた介護支援ボランティアとして活動できるようになり、さらにポイントをためることができます。

③ 元気いきいき教室

- 内容：先生の指導のもと、転倒や筋力低下を予防するための体操やストレッチなど
- 時間：午前9時30分～11時30分
- 持ち物：動きやすい服装、汗ふき用タオル、水分補給用の飲料、筆記用具など
- 御希望に応じ、送迎します。
- 第1回、第2回のそれぞれで、継続して参加できる方を募集します。

苫前町公民館	
5月31日(火)	
6月7日(火)	
6月23日(木)	
7月4日(月)	
7月20日(水)	
8月2日(火)	
8月26日(金)	
9月30日(金)	
10月6日(木)	
10月13日(木)	
10月25日(火)	
11月8日(火)	
11月22日(火)	
12月7日(水)	
12月22日(木)	

◎参加人数を制限することがありますので、お早めにお問い合わせ、お申し込みください。



◎今年度は、以下の日程で参加経験者の同窓会を開催します。

苫前温泉ふわっと
5月27日(金)

⑥ 訪問リハビリ事業

- 内容：先生の指導のもと、日常生活でのリハビリ方法や介助・支援のアドバイスなどを自宅で受けます。
- 時間：1回1時間程度
- 介護認定の有無にかかわらず利用できます。
- 利用希望の方は、随時お問合せください。

④ すまいる塾 (ボランティア養成講座)

- 内容：介護支援ボランティア活動に必要な研修、ボランティア活動に役立つお話しなど
- 時間：午前9時30分～11時30分
又は 午後1時30分～午後3時30分
- 御希望に応じ、送迎します。

苫前町公民館	グループホーム優芽
5月(未定)	(未定)
6月(未定)	
7月6日(水)	
8月24日(水)	
9月7日(水)	
11月(未定)	
12月(未定)	
3月(未定)	

苫前幸寿園
(未定)

◎苫前町社会福祉協議会の受託事業ですので、参加申込みは同協議会へお願いします。電話：64-2387

⑤ 介護者家族の集い

- 内容：介護をしている方同士の交流・意見交換のほか、先生の指導のもと、具体的な介助方法などを学びます。
- 時間：午前9時30分～11時30分
又は 午前10時～午後2時
- 持ち物：動きやすい服装、筆記用具など
- 御希望に応じ、送迎します。
- ふわっと開催時のみ、昼食代が必要です。

苫前町公民館	苫前温泉ふわっと
4月15日(金)	6月1日(水)
8月25日(木)	♪♪♪
10月7日(金)	12月1日(木)
2月24日(金)	♪♪♪

お問い合わせ・お申し込み先
苫前町地域包括支援センター
苫前町保健福祉課しあわせ係
電話：64-2215 FAX：64-2074

介護や福祉などに関するご相談もお気軽にどうぞ

○介護予防普及啓発事業

《寿いきいき教室》（直接実施）

- ・公民館を会場に、有識者等による講演会や運動教室（体力測定）を年6回（偶数月）開催
- ・送迎バスを運行し、毎回50名前後の参加（およそ男性4割・女性6割）
- ・体力測定は年2回定期的を実施しており、通所型サービス（短期集中プログラム）の修了者にも参加を促すことで、定期的なモニタリングの機会にもなっている。



《ふれあい倶楽部》（委託：社会福祉協議会）

- ・老人クラブを母体に、趣味活動やふまねっと運動を年6回（奇数月）開催
- ・送迎バスを運行し、毎回50名前後の参加（男性は3割弱）
- ・温泉施設を会場にして、昼食、入浴（希望者）が可能な「全町型サロン」をイメージに、町実施の寿いきいき教室と差別化している。



○地域介護予防活動支援事業

《すまいる塾》（委託：社会福祉協議会（ボランティアセンター））

- ・ボランティア受入れ施設の職員による研修、高齢者支援（対人支援）の基本を学ぶ研修など、高齢者自身がボランティアとして活動できるようなスキルを学習するボランティア養成講座（年10回）
- ・参加者は、高齢者に限定せず、高齢者支援をはじめとした社会参加に意欲のある住民
- ・参加人数は10人前後と伸び悩んでいるが、今後は、「協議体」での議論や意見を反映したり、高齢者を対象としたアンケート調査の結果等も踏まえたりする等、参加者の確保を考えていく予定

《いきいきサポーター活動事業》（直接実施）

- ・介護施設でのボランティア活動のほか、自身が介護予防事業に参加した際にもポイントが付与されるボランティアポイント制度。年間最大60ポイント（6,000円）を上限として、1,000円単位で商品券と交換している。
- ・ボランティアとして施設に入っている高齢者はまだ誕生していないが、介護予防事業への参加に対するインセンティブ効果は高く、参加者数の底上げにつながっている。（H27実績：58名で総額91千円）

《高齢者交流サロン推進事業補助金》 **☆新総合事業への移行による新規事業**

- ・秋田県鹿角市の取組を参考にした補助制度で、拠点整備に30万円、初年度立ち上げ費用に10万円、開設1回当たり1,200円などを補助する仕組み
- ・平成27年度は実績無し。今後の「協議体」での議論や意見も踏まえて使いやすい制度にする予定

○地域リハビリテーション活動支援事業 ☆総合事業への移行による新規事業

☆理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を委託により確保し、主に以下の活動を地域で展開

(3職種それぞれ年6回) (理学療法士・言語聴覚士には、通所型Cの一部も委託)

- ・高齢者(自立から要介護まで)の自宅をリハ職が訪問し、包括職員や担当ケアマネ、ホームヘルパー、訪問看護師等の同席の下で、リハビリメニューや住宅改修等のアドバイスを受ける。
- ・通所型Aの事業所(生きがいデイ)での運動メニューについて、実技指導を事業所職員に対して行う。(年1回)
- ・通所型C(事業名:元氣いきいき教室、旧通所型二次予防事業)の卒業生を対象とした「同窓会」(年1回)で、運動継続のモチベーション維持、モニタリング等を、運動指導を交えて行う。
- ・元氣いきいき教室卒業生による住民主体の通いの場づくりを検討しており、今後は、そうした場への定期的な訪問も予定している。
- ・地域ケア会議への参画は、限られた派遣回数の中での対応が難しく、今のところ予定していない。



○元氣いきいき教室の様子です。右の1枚は、平成28年度同窓会の記念写真です。

◎生活支援体制整備事業の取組状況

町	協議体:生活支援体制整備推進協議会(仮称)	生活支援コーディネーター
<p>○生活支援サービスの充実に関する意見交換会の開催（2市街地区のそれぞれで）</p> <p>○ニーズと地域資源の把握</p> <p><u>※昨年度に実施後、今年度は未開催（年内予定）</u></p>	<p>○構成員も含め、まったくの未定だが、「関係者相互の共通認識」を深めるためにも、全町的な集まりへと拡大していきたい。</p> <p>○小規模町村ではあるが、例えば代表者会議（第1層）と地域会議（町内会単位、第2層）の様な方法で、小地域の意見を反映できる仕組みを考えていきたい。（誰もが参加し、意見を出すことができる仕組み）</p>	<p>○人数も含め、まったくの未定だが、昨年度の養成研修は、町事務職員（1名）と社協職員（2名）が受講している。</p> <p>○協議体の議論の流れの中で選出されることを期待しているが、現時点での最有力候補は社協職員と思われる。</p>
<p>○町全体での意見交換会をキックオフミーティングにして、協議体へと移行、設置</p> <p><u>（道報告では今年度設置予定だが、詳細未定）</u></p> <p>※以後、適宜、協議体・コーディネーターを支援</p>	<p>○協議体の活動開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズや地域資源の情報共有、連携の強化（意見交換会での議論の整理、共有） ・既存のサービス、集いの場等の活用 ・開発が必要なサービスの議論 	
<p>○立ち上げ時の意見交換会のメンバー（コアメンバー）は、町内会役員、民生委員、老人クラブ、社会福祉協議会等を見込んでいるが、「来る者拒まず」の姿勢で進める予定</p>	<p>○コーディネーターの選出 <u>（協議体の設置と同時の場合あり）</u></p> <p>※コーディネーターが選出されたら、協議体・コーディネーターが中心に実施</p> <p>※コーディネーターは、都道府県が実施するコーディネーター向け研修を受講</p>	
	<p>○コーディネーターと協議体の連携による生活支援の担い手の養成やサービスの開発</p>	

☆福祉のまちづくり意見交換会の実施

○苫前・古丹別の2つの市街地区でそれぞれ開催(平成28年3月、参加者は苫前:20名・古丹別:10名)

- ・主催は町、共催に社協と地元町内会
- ・参加住民によるグループワークを実施(コーディネーターは社協職員)
- ・H25年度住民参加型高齢者生活支援等推進事業(北海道補助事業)で開催経験あり

○次回以降の展開予定

- ・上記開催をふまえ、テーマを明確にして実施
- ・協議体立ち上げやコーディネーター選出を「仕掛けて」行きたいが、あくまで住民が主体・主導の議論で



◎新しい地域支援事業のこれから ～第7期計画に向けて～

○緩和基準によるサービスのあり方、今後の展望など

～通所型Aでは、サービス内容に対する意見や希望が利用者から出てきている。

→利用者(参加者)による自主的な運営への足がかりとして、大事に育てていきたい。(指定事業者と将来の見通しなどについて調整を図る必要もあるが…)

～訪問型Aは、そもそもの必要性を改めて検討する。

→訪問介護員の不足が深刻で、しっかりと報酬が確保され得る従前相当のみにすべきとの意見があり、また、生活援助に対する国の検討結果に対する地域の考え方も踏まえ、平成29年度中に結論を得たい。

～通所型Cは、基本的にそのまま継続するが、卒業生による住民主体の通いの場を具体化していく。

→通所型Aでも共通して行っている体操のDVDを平成28年度中に作成、通いの場の運営が可能な卒業生を中心としたグループに提供し、きっかけづくりを始める。

～総合事業へ移行して2年目だが、給付費の抑制は実現できていない。高齢者人口が減少に転じるため、早期移行のメリット(財政上の優遇措置)もすぐに無くなってしまう可能性が高い。

→いわゆるB類型のサービスの整備や介護予防・健康づくりの普及啓発を頑張るしかない。

○生活支援体制整備事業の見通しなど

～平成28年度中には、生活支援コーディネーターの選任と協議体の設置を実現したいと考えている。

→協議体が動き出したら、介護・福祉に加えて、特に医療関係者に参画してもらい、医療・介護連携などの取組にも資するように仕掛けていきたい。(介護からの呼びかけだけでは、応えてもらえないので…)

→生活支援コーディネーターの活動をしっかりとバックアップして行きたいと考えているが、新しい取組であり、自分たちの地域でどの様に進めて行くのが良いかは全くの手探りで、不安も大きいところ。

ご静聴ありがとうございました

